

令和4年4月7日



箱根町記者発表資料

町立観光施設等の利用料の一部をウクライナへ寄付します

1 内容

令和4年3月22日(火)から31日(木)までの10日間の町立観光施設等の利用料の1/2をウクライナへ寄付することとしていましたが、この度寄付額が確定したのでお知らせします。

2 寄付額

2,167,000円

※観光施設等入園料総額4,333,910円×1/2=2,166,955円≒2,167,000円

3 寄付対象とした観光施設等

- ①箱根町立森のふれあい館
- ②箱根ジオミュージアム
- ③箱根湿生花園
- ④箱根関所
- ⑤箱根町立郷土資料館

4 寄付先(口座振込)

駐日ウクライナ大使館(東京都港区西麻布3-5-31)

特命全権大使:セルギー・コルスンスキー 閣下

照会先

箱根町企画観光部観光課観光係 担当 遠藤

電話0460-85-7410

E-mail Web_kankou@town.hakone.kanagawa.jp